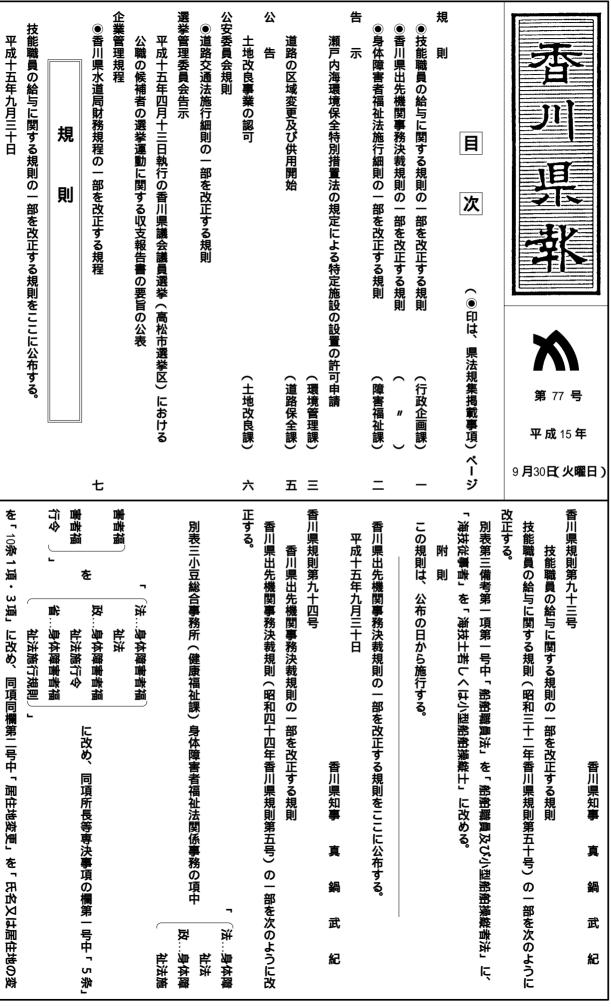
毎週火・金曜日発行 (当日が休日に当たるときは繰下発行)

0

0



香

Ш

県

報

平成十五年九月三十日

(第九〇六九号)

香

Ш

圕 同欄第一号の次に次の一号を加える。 「 4 %」を「 9 % 2 嵐・ 4 嵐・ 6 嵐」に改め、同号を同項同欄第三号とし、 同項

身体障害者手帳の返還を受けること。 (法16条1項、省7条2項、8条2項)

法…身体障

別表三保健福祉事務所 (健康福祉課) 身体障害者福祉法関係事務の項中

政...身体障 批法

祉法施

法…身体障害者福 批法

害者福

攻 .身体障害者福

を

魤 .身体障害者福 祉法施行令

祉法施行規則

令令 害者福

に改め、同項所長等専決事項の欄第一号中「5 湫」

同欄第一号の次に次の一号を加える。 畑」に、「 4 ※」を「 9 ※ 2 減・ 4 減・ 6 減」に改め、同号を同項同欄第三号とし、同項 を「10%1項・3項」に改め、同項同欄第二号中「居住法疫煙」を「乐名又は居住法の疫

身体障害者手帳の返還を受けること。(法16条1項、省7条2項、8条2項)

法…身体障害者福 社法

別表三中讚福祉事務所身体障害者福祉法関係事務の項中 政…身体障害者福 祉法施行令

法…身体障害者福

权 . 身体障害者福

祉法施行令

魤 .身体障害者福 祉法施行規則

に改め、同項所長等専決事項の欄第一号中「2」の次に「及び3」

第三号とし、同項同欄第一号の次に次の一号を加える。 を加え、「5※」を「10※1温・3温」に改め、同項同欄第二号中「沺庁甚段畑」 **俗又は居住塔の姲更」に、「 4 条」を「 9 条 2 項・ 4 項・ 6 項」に改め、同号を同項同欄** を 汨

関係事務の項所長等委任事項の欄第一号中「冷分」を「冷方」に改める。 別表三身体障害者総合リハビリテーションセンター 身体障害者相談所身体障害者福祉法 2 身体障害者手帳の返還を受けること。 (法16条1項、 省7条2項、 8条2項)

六号中「肥料生産業者等」を「肥料の生産業者等」に改め、「代理人等の住所等又は」を 削り、「4条1項・2項・3項・4項」を「3条1項・2項」に改める。 **遍・3 遍」に改め、同項同欄第五号中「30%1 遍」の次に「・3 遍」を加え、同項同欄第 処けていた」に、「15糸」を「15糸1遍」に改め、同項同欄第四号中「29糸」を「29糸1** 別表三農業試験場肥料取締法関係事務の項所長等委任事項の欄第一号中「焔けた」を「

けかい」を「畑けかい」に改める。 第二号中「21条1頃・2頃」を「56条1頃・2頃・3頃」に改め、同項同欄第四号中「つ 委任事項の欄第一号中「20%1遍・2遍」を「55%1遍・2遍・3遍」に改め、同項同欄 別表三畜産試験場飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律関係事務の項所長等

則

この規則は、公布の日から施行する。

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年九月三十日

を

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第九十五号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年香川県規則第三十六号)の一部を次のように

改正する。

第五条を次のように改める。

(指定医の告示)

第五条(知事は、次に掲げるときは、その旨(第二号に掲げるときにあつては、その旨及

ふじがな 珉 号中「第五条の九」を「第二十三条」に改め、同条第五号中「第五条の十」を「第二十四 体障害者手帳却下通知書(第十一号様式)」を「第十一号様式」に改める。 条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第二項を削る。 「変更しました」を「変更した」は、「到来しました」を「到来した」 第十三条の二第三号中「第五条の八第二項」を「第二十二条第二項」に改め、同条第四 び予告期間満了年月日)を告示するものとする。 第九号様式中「绺朱しました」を「绺朱した」に、「 弱猫しました」を「弱猫した」に、 第八号隸式中「身体障害者手帳記載済 第十二条の見出しを「 (身体障害者手帳を交付しない旨の通知) 」に改め、同条中「身 第十一条の見出しを「(身体障害者手帳再交付申請書)」に改め、同条第一項中「第五 第十条中「第四条第二項」を「第九条第二項」に改める。 第六条中「第一条の二第一項」を「第三条第一項」に改める。 生年月日 伽 法第十五条第一項の規定により医師を指定したとき 施行令第三条第三項の規定により医師の指定を取り消したとき 施行令第三条第二項の規定により医師の指定の辞退の予告があつたとき 性別 に 男・女 ふりがな Ж 生年月日 夘 生年月日 統落 を ふりがな 凩 推坦 に改め、同様式備考3⑴中「計画 伽 ⊕」を削る。 男・女 生年月日 Ľ 統落 ふりがな Ж を クカエ 1 い」に改め、「出一の」を削る。 おり告示する。 第10号様式 削除 ができる。 第十号様式を次のように改める。 (2) なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく 香川県告示第五百五十二号 この規則は、公布の日から施行する。 平成十五年九月三十日 申請の概要 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名 仲多度郡満濃町大字長尾508番地 コック食品株式会社 仲多度郡満濃町大字長尾508番地 代表取締役 事業場の所在地及び名称 則 藤井 孝行 告 示

長又は警察署長の発行する紛失証明書及び」を記る。

は」や「身体障害者手帳の交付については、」に、「その申請を却下する」や「交付しな **銀十一甲漿114「身体障害者手帳却下通知書」を売り、「身体障害者手帳交付について**

2 改正前の第八号様式及び第九号様式による用紙は、当分の間、修正して使用すること

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づ

く特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定によりその概要を次のと

事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

香川県知事 真 武

紀

コック食品株式会社満濃工場

(第九〇六九号)

香

Ш

県

報

平成十五年九月三十日

香

(第九〇六九号)

(3) 特定施設に関する事項

i	部は						3 懸	多色	莊	食の用	#	蓋	Н	55	薀
	ያ የ	<u>+</u>					湯の選外	多形の単独が出る	排出され	平型車	使用	事	#		
	孫田される汚水等 の量 (m³/円)	-	リル含有量(mg/	窒素含有量(mg/	浮遊物質量(mg/	化学的酸素要求 量	生物化学的 酸素要求量	水素イオン濃度	頂	使用時間間隔及び1 の 使 用	開始予定	完成予定	着手予定		
M 1	× 3 脚	声	H (mg/ℓ)	⊞ (mg/ℓ)	i m (mg/ℓ)	藻 ■(mg/ℓ)	的(mg/e)	ソ濃度	ш	日当たり 暗 間	医年月日	医年月日	医年月日	ע	差
									嵐	連続18時間使用	完成後	許可後5月	幣 可日	洗米機 420k 米浸漬槽 50 炊飯釜洗浄機	/7/米喝-年 医
27.2	23.5	42	ъ	32	160	440	470	6.5 ~ 8.5	竗	使用				g/時 1 0 ㎏/時 420㎏(6	7、米昭年民日を厄米ツカに区) 9 次行を生児以
									珊						N 9 8 17
37	32	57.2	10	70	220	510	560	5.8 ~ 8.6	*					神	でを ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

40						2	る (形 消	莊	使の用	44	蓋	Н	需
の他参	される					湯の近米女	第次形の事件が	排出され	時間間使	使用	#	事	
その他参考となるべき事項	污水等	りんき	燈	海岸	代学的 聚 素	生物化学的 酸素要求量	米州	垣	使用時間間隔及び1 の 使 用	開始予	完成予	着手予	
8 ? 라	● の量(\$有量(窒素含有量(mg/ℓ)		り酸素	ポス で を を は に に に に に に に に に に に に に に に に に	水素イオン濃度			6定年	7定年	7定年	
事項	排出される汚水等の量(m³/日)	りん含有量(mg/ℓ)	mg/e)	浮遊物質量(mg/ e)	mg/ℓ)	生物化学的 酸素要求量 (mg/ℓ)	製	ш	日当たり 時 間	月日	月 日	月日	ע
冷凍調理食品 兼用する。								嵐	連続18時間使用	完成後	許可後5月	許可日	ちゅう房面積
冷凍調理食品製造業の用に供する原料処理施設と 兼用する。	210	7	50	155	420	430	6.5 ~ 8.5	誹	囲				578.8m²
:供する原料								珊					
心理施設と	255	13	95	210	505	530	5.8 ~ 8.6	*					

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

杠	類	排水処理施設
貒	カ	355 m³ / ∃
汚2	汚水等の処理方式	活性汚泥法
Н	工事着手予定年月日	既設
醬	工事完成予定年月日	磅 编
#	使用開始予定年月日	卷 3

権

粼

弁当製造業の用に供するちゅう房施設

使用時間間の の 使 処理前及	は 単田 単	連続24時間	響		20 選
処理前及					処理
び処理後の活力能	Ř II	通	最大		海
の活染状	水素イオン濃度	6.5~8.0	6.5~8.0		6.0~7.5
	生物化学的 酸素要求量 (mg/ ℓ)	420	500		50
	要求量 $^{(\log/\ell)}$	200	300		50
	沙/	150	200		70
	窒素含有量(mg/ℓ)	60	120		19
	りん含有量(mg/ℓ)	8	16		2.3
	ノルマルヘキサン 抽出物質 (mg/ℓ)	20	30		5
排出される	排出される汚水等の量(m³/日)	290	355		290
				t	

_
-
ш
\mathbf{m}
ĖĖ
-
+-
2
$\boldsymbol{\pi}$
~
$\mathbf{\mathcal{C}}$
~~
1111
20
NY?
72
775
\leftarrow
7
200
Min
Э
ХN
~.
$\overline{}$
~
_

	>	19		致表令右暈(mor/ℓ)	
90	70	7		浮遊物質量(ng/ ℓ)	
70	Ö	50		化学的酸素 要以,量 (mg/ℓ)	
70	50	را ن		生物化学的 (mg/ ℓ) 酸素要求量 (mg/ ℓ)	
5.8 ~ 8.6	6	5.8∼8.6		水素イオン濃度	
*	細	砂	嵐	通	の水田寺の水田寺の
☆	#	_	鮱	分	×

355	290	排出水の量 (m³/日)
&	5	ノルマルヘキサン 抽出物質 (mg/ℓ)
3.2	2.3	りん含有量(mg/ℓ)

第2·3排水口:間接冷却水(通常30 m²/日~最大50 m²/日)

第4排水口:間接冷却水(通常2㎡/日~最大3㎡/日)

第5排水口:し尿浄化槽排水(通常1.8㎡/日~最大2㎡/日)

第6排水口:し尿浄化槽排水(通常3.5㎡/日~最大4㎡/日)

第7・8排水口:雨水専用

(備考) 今回の申請に伴い、既設特定施設の移設を行うとともに一部既設特定施設を 荷量に増減はない。 廃止するため、当該工場から排出される排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負

2 縦覧の期間及び場所

平成15年9月30日から 平成15年10月21日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

満濃町住民課

香川県告示第五百五十三号

の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。 のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年九月三十日から同年十

月二十一日まで一般の縦覧に供する。 平成十五年九月三十日

道路の種類 国道 (一般)

香川県知事

武

紀

香

Ш

県

報

平成十五年九月三十日

香

Ш

県

路 線 名 四百三十六号

Ξ 道路の区域

	=	九 ⁵ 五			
	- - - -	ハ・・	ŧ		
	1 11111	三5四	复		
	- - - -	九・六			番一地内
の設置に		三5四	育	小豆郡内海町福田字田ノ切乙二六	小豆郡内海町福
まま 現 道工事	- - - -	九・六	ĵ		
備	(メートル)	(メートル) (メートル)敷地の幅員 延 長	前変 後 別更	間	X

四 供用開始の期日 平成十五年九月三十日

公 告

香川県公告第五百七十五号

第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事業主体が当該下欄に掲げる土地改良 事業を行うことについて平成十五年九月十一日認可した。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十五条第三項において準用する同法

平成十五年九月三十日

香川県知事 真

鍋 武

紀

同施行 沖の島地区共 単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 沖の島地区 土 地 改 良 名

公安委員会規則

共同施行 上地区

単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 唐櫃浜田地区

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年九月三十日

神 原

博

香川県公安委員会規則第二十号

道路交通法施行細則(平成十二年香川県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改

第二十一条第三項第五号中「第二十九条第一項第二号」を「第二十九条第一項第四号」

正する。

則

香川県選挙管理委員会告示第九十四号

年四月十三日執行の香川県議会議員選挙 (高松市選挙区) における公職の候補者の選挙運 公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第百九十二条第一項の規定に基づき、平成十五

平成十五年九月三十日

動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

肖川県選挙管理委員会委員長

大

林

友

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

選挙の種類 平成15年4月13日執行

香川県議会議員選挙(高松市選挙区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5,508,800**円**

ω 報告書の要旨

出納責任者	候補者氏名
Н	蔺
三島	赿
出	11
	所属党派
	日本 共産党
6月10日まで	■12月30日から会っ

香川県公安委員会委員長

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

に改める。

この規則は、平成十五年十月一日から施行する。

選挙管理委員会告示

	t	(第九〇六九号)	(第九		月三十日	平成十五年九月三十日	川県報	香
li	水道用水供給事業東部系 建設仮勘定			正する。香川県水道局財務規程(昭和四十三年香川県企業管理規程第四号)の一部を次のように	県企業管理規程第四号	(昭和四十三年香川	する。川県水道局財務規程	改正する。
Ξ	水道用水供給事業綾川系 建設仮勘定					香川県水道局財務規程の一部を改正する規程企業管理規程第五号	香川県企業管理規程第五号	香川
	水道用水供給事業中部系 建設仮勘定			鍋武紀	香川県知事	В	平成十五年九月三十日	_
	水道用水供給事業 西部系 建設仮勘定				程をここに公布する。	の一部を改正する規	香川県水道局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。	香
		建設饭勘定				企業管理規程	企	
				第1回報告分	▥	平成15年9月18日	報告書受理年月日	掛
_		ř		1,589,355	総計	667,665	빡	緇
		五色台水道事業建設仮勘		0	歌 回 弾	0	마	曹
		建設恢動走		1,589,355	今 回 酔	667,665	回 빡	4
		中讚地区工業用水道事業		23,576	二	0	その街の収入	ψ
		建設仮勘定		0	宋	0	その他の寄附	ሳ
		坂出地区工業用水道事業		274,977	二十			
		設仮勘定		0	文 具 費			
7		水道用水供給事業総括建		218,000	広告費			
ŧ		建設仮勘定		921,690	四壁			
		水道用水供給事業東部系		0	公通			
		建設仮勘定		31,112	高命			
		水道用水供給事業綾川系		0	集合会場費			
		建設仮勘定		120,000	選挙事務所費	会 667,665	日本共産党高松地区委員会	П Н
		水道用水供給事業中部系		120,000	剛	(寄附額)	民名)(職業) 国条份	
		水道用水供給事業西部系 建設仮勘定		0 73	一	æ	土たる寄附	Η
		貨産の表中	『別表第一資産勘定の部固定資産の表中		ᄷ		>	口

亚						洪		大	·····································				香
平成十五年九月三十日印刷発行				この規程は、平成十五年十月	削	法人水資源機構割賦未払金」に改める。	第三十六号様式及び第四十二		收め、司長負責勘定の邪固定負				. 川県報
13				平成十五年十月一日から施行する。		改める。	第三十六号様式及び第四十二号様式の二中「头巓瀛圏粥公団鬯買米送朎」を「畄口行及	る。 「 「 に に に に に に に に に に に に に	司長負責助它の邵固定負責の表中「米略湖盟服公虫暨舞米女や」を「谷子六字子人」	出版	福 开	水	平成十五年九月三十日
印刷発行所							\団割賦未払金」を「狛	i version in the second	課未以余・を「強ひ名	五色台水道事業建設仮勘 定	中讃地区工業用水道事業 建設仮勘定	水道用水供給事業総括建 設仮勘定	
香							拉行政	į	型 半 二		Aut.	(lith	
Ш							× -						-
県													
庁													
(購													(第九〇六九号)
(購読料月極二千五百円)													Л
[270]													
白色度70%再生紅	▲ 【を使用しています	禾IIII 根 比	香川県ホームペ		: 坦婁	t 1.7	~!\ ≠	*					-